

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年5月12日(2011.5.12)

【公開番号】特開2009-235419(P2009-235419A)

【公開日】平成21年10月15日(2009.10.15)

【年通号数】公開・登録公報2009-041

【出願番号】特願2009-170268(P2009-170268)

【国際特許分類】

C 08 J 11/04 (2006.01)

B 29 B 9/12 (2006.01)

【F I】

C 08 J 11/04 Z A B

B 29 B 9/12

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月29日(2011.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

従って、本発明は、0.1～10質量%の樹脂硬化物が混在していて、黒色顔料もしくは有彩色顔料を含有する再生対象の熱可塑性樹脂製品粉碎物に、有彩色顔料である光遮蔽性顔料を該熱可塑性樹脂製品粉碎物100質量部に対して0.01～20質量部添加し、加熱溶融して加熱溶融物を調製する工程、そして該加熱溶融物を固形粒状物に変換する工程を含む再生樹脂粒状物の製造方法にある。

本発明はまた、0.1～10質量%の樹脂硬化物が混在していて、黒色顔料もしくは有彩色顔料を含有する再生対象の熱可塑性樹脂製品粉碎物に、有彩色顔料である光遮蔽性顔料を該熱可塑性樹脂製品粉碎物100質量部に対して0.01～20質量部添加し、加熱溶融することを特徴とする再生樹脂組成物加熱溶融物の製造方法にもある。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

0.1～10質量%の樹脂硬化物が混在していて、黒色顔料もしくは有彩色顔料を含有する再生対象の熱可塑性樹脂製品粉碎物に、有彩色顔料である光遮蔽性顔料を該熱可塑性樹脂製品粉碎物100質量部に対して0.01～20質量部添加し、加熱溶融して加熱溶融物を調製する工程、そして該加熱溶融物を固形粒状物に変換する工程を含む再生樹脂粒状物の製造方法。

【請求項2】

有彩色顔料がチタンイエロー、フタロシアニンブルー、またはキナクリドンレッドを含む請求項1に記載の再生樹脂粒状物の製造方法。

【請求項3】

光遮蔽性顔料の熱可塑性樹脂製品粉碎物への添加量が該熱可塑性樹脂製品粉碎物100質量部に対して0.05～1.5質量部である請求項1もしくは2に記載の再生樹脂粒状物

の製造方法。

【請求項 4】

光遮蔽性顔料の熱可塑性樹脂製品粉碎物への添加量が該熱可塑性樹脂製品粉碎物 100 質量部に対して 0.2 ~ 1.2 質量部である請求項 3 に記載の再生樹脂粒状物の製造方法。

【請求項 5】

光遮蔽性顔料の熱可塑性樹脂製品粉碎物への添加量が該熱可塑性樹脂製品粉碎物 100 質量部に対して 0.25 ~ 1.0 質量部である請求項 4 に記載の再生樹脂粒状物の製造方法。

【請求項 6】

熱可塑性樹脂製品粉碎物が樹脂成分とエラストマー成分とを含み、該熱可塑性樹脂製品粉碎物が、上記樹脂成分とエラストマー成分との合計量 100 質量部に対して 2 質量部以下の黒色顔料および 1.5 質量部以下の有彩色顔料を含む請求項 1 乃至 5 のうちの何れかの項に記載の再生樹脂粒状物の製造方法。

【請求項 7】

再生対象の熱可塑性樹脂製品粉碎物にさらに熱可塑性樹脂を添加する請求項 1 乃至 6 のうちの何れかの項に記載の再生樹脂粒状物の製造方法。

【請求項 8】

再生対象の熱可塑性樹脂製品粉碎物にさらにエラストマーを添加する請求項 7 に記載の再生樹脂粒状物の製造方法。

【請求項 9】

請求項 1 乃至 8 のうちの何れかの項に記載の方法で製造した再生樹脂粒状物。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の再生樹脂粒状物を加熱溶融したのち、成形することからなる樹脂成形物の製造方法。

【請求項 11】

0.1 ~ 1.0 質量 % の樹脂硬化物が混在してい、黒色顔料もしくは有彩色顔料を含有する再生対象の熱可塑性樹脂製品粉碎物に、有彩色顔料である光遮蔽性顔料を該熱可塑性樹脂製品粉碎物 100 質量部に対して 0.01 ~ 2.0 質量部添加し、加熱溶融することを特徴とする再生樹脂組成物加熱溶融物の製造方法。

【請求項 12】

有彩色顔料がチタンイエロー、フタロシアニンブルー、またはキナクリドンレッドを含む請求項 11 に記載の再生樹脂組成物加熱溶融物の製造方法。

【請求項 13】

光遮蔽性顔料の熱可塑性樹脂製品粉碎物への添加量が該熱可塑性樹脂製品粉碎物 100 質量部に対して 0.05 ~ 1.5 質量部である請求項 11 もしくは 12 に記載の再生樹脂組成物加熱溶融物の製造方法。